

Food Japan2026 出展業務委託要求水準書

1 趣旨目的

姫路市（以下「本市」という。）では、兵庫県より指定を受けた12業種の地場産業の振興や、播磨圏域連携中枢都市圏構想を推進する播磨地域8市8町で連携し、多彩な播磨の地場産品・特産品の販路開拓支援や高付加価値化に取り組むなど、地域産業の振興を図っている。海外に向けた販路開拓支援にも取り組んでおり、本業務は、シンガポールにおける地場産品の輸出拡大を目的としている。

2 業務概要

(1) 業務名

Food Japan2026 出展業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

(3) 提案上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3 業務内容

本業務は、地場産品の国外への販路拡大を目的とした事業として、次の事業を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、播磨の地場産品・特産品の価値・魅力を存分に伝えられる内容とすることに留意すると共に、事業をとおして出展事業者の契約成立件数合計が最低10件を達成することを見据えて業務を実施すること。

また、業務完了時には達成度合い等の分析を行い、次年度以降の事業展開に活かせるようにすること。

(1) 「Food Japan2026」への出展

播磨・姫路のPR及び地場産品の輸出拡大を図るため、シンガポールで開催される「Food Japan2026」（会期：令和8年10月22日～24日、場所：Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre）に出展すること。なお、出展ブース3小間（27㎡）については、本市が別途申込済（出展料支払済）である。

出展にあたり、以下の業務を行うこと。

①本市が募集した出展事業者の出展商品（日本酒、手延素麺、乾麺、菓子、水産練製品、牡蠣のうち6事業者、24品目程度を想定）の選定

【参考 過去実績】

令和5年度	日本酒	3事業者	19銘柄
	菓子	2事業者	12品目
	水産物	1事業者	7品目
令和6年度	日本酒	3事業者	22銘柄
	菓子	1事業者	3品目
	水産練	1事業者	3品目
	乾麺	1組合	24品目
令和7年度	日本酒	3事業者	22銘柄

菓子	1 事業者	5 品目
水産練	1 事業者	3 品目
乾麺	1 事業者	15 品目

②商品・物品の輸送（日本酒、菓子、水産練製品を中心に 800 kg 程度を想定）

【参考 過去実績】

令和 7 年度 1,004.6kg（内訳 常温 341.3kg 冷蔵 530Kg 冷凍 133.3Kg）

③会場への搬入搬出

④通訳者（3 名以上）の確保

⑤展示会当日に効果的な PR を行う人員（2 名程度）の確保

⑥管理人員（海外でのプロモーションの管理経験のある者、1 名以上）の確保

⑦必要備品の確保

⑧出展商品の PR 物（例：パンフレット、ポスター等。日本語、英語に対応すること）製作

⑨出展ブースのデザイン・設営・撤収（※冷蔵庫（100L 程度）2 台分をレンタルする料金を委託料に含めること）

⑩現地バイヤーや飲食事業者等（80 者以上）へ招待状の送付

- ・招待状の送付方法は書類郵送に限らずメール等、WEB 形式も可とする。
- ・招待者については出展事業者にヒアリングを実施し、意向を反映して選定すると共に、提案者においても事業効果を高めるためにふさわしい者を選定すること。

※商品・物品の輸送については、正規の輸出入に必要な一切の手続き（税関、関税の支払い含む）を行い、航空便、船便等の選択等、合理的な方法で輸送すること。また、現地衛生当局等へ必要な一切の届出、商品への表示ラベル貼付など現地規制等への対応を行うこと。

なお、企画にあたり、ブース装飾イメージ、招待する現地バイヤーや飲食事業者等を提案すること。

(2) 現地プロモーションの実施

展示会への出展に合わせ、展示会の前日（令和 8 年 10 月 21 日）に現地ホテル又は飲食店等において、以下の要領でプロモーションを実施すること。

①内容

出展事業者の商品を使用した試食会・試飲会を実施すること。

なお、プロモーション及び商談会を通じた契約成立件数の増加に資する、効果的な内容とすること。

②対象者及び規模

ア 招待者：現地バイヤー、飲食事業者等（20 名程度）

※出展事業者にヒアリングを行い、その意向を反映して選定すること。また、提案者においても事業効果を高めるためにふさわしい者を選定すること。

イ 主催者側：出展事業者、本市職員、受託事業者、通訳者等

ウ 総数：50 名程度（ア及びイの合計）

③使用商材及びペアリング

使用する商品は、当該展示会に出展する事業者をはじめとする姫路の地場産品とすること。

また、他の食材とのペアリングを行う際は、現地で調達可能な食材の活用に努めること。

④実施体制及び業務内容

- ・会場確保及び設営
- ・司会（1名）及び通訳者（3名以上）の確保と調整
 - ※通訳者は英語での商談が行える/経験がある者
 - ※受託者は管理運営責任者として現地へ随行すること
- ・食材の調達、調理及び提供
- ・バイヤーや飲食事業者等の招待

(3) アンケート集計

- ①展示会及び現地プロモーション終了後、出展事業者に商談結果（名刺交換件数、商談件数等）をヒアリングし集計すること。
- ②展示会及び現地プロモーションに参加した招待者に対しても今後の販路拡大事業の推進に資する知見を得ることを目的として、アンケート調査を実施し、その結果を集計すること

(4) 報告書の作成及び提出

受託者は、現地プロモーション及び展示会の実施結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、令和8年12月28日までに電子媒体（CD-R、DVD等）により提出すること。

- ① 商談結果（出展事業者ごとの名刺交換件数、商談件数等）
- ② 実施内容（実施概要、スケジュール、出展商品及び輸送量、出展ブースのレイアウト、人員体制等）

4 個人情報の保護

別紙の個人情報取扱特記事項について遵守すること。

なお、現地の個人情報保護関係法令等についても同様に遵守すること。

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、本市と密に連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2) 本業務が遅滞なく円滑に遂行できるよう、適宜協議・打ち合わせを行い、事業全体の進行状況や検討事項等を報告すること。協議・打ち合わせの内容については、受託者が書面にて記録しておくこと。